

マージン率等に係る公開資料

福島県白河市高山 77 番地新白河高山テナント-D

株式会社ヴォイス

派：07-300327

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和 6 年度（令和 6 年 1 月～令和 6 年 12 月）

記

1. 派遣労働者の人数 162 名
2. 派遣先事業所数 37 社
3. 労働者派遣に関する料金の平均額 15,192 円
(1 日当たりの料金額 (8 時間労働として計算))
4. 派遣労働者の賃金の額の平均額 11,168 円
(1 日当たりの賃金額 (8 時間労働として計算))
5. 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合。

マージン率 26.4%
6. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については下記の費用が含まれます。

- 法定福利費（健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労働保険料）
- 福利厚生費（健康診断費、教育訓練費、その他）
- 会社運営費（営業社員等の人物費、オフィス家賃、通信費、その他）

7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

① キャリア・コンサルティングの相談窓口

本社： 福島県白河市高山77番地 新白河高山テナント-D
連絡先： 0248-21-9975
担当： 上野

② キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について

当社が雇用する全ての派遣社員（無期・有期）を対象に以下の教育訓練を実施します。

| <対象者> | <実施者> | <教育訓練の種類> |
|---------|----------------------|--|
| 入職時 | 派遣先・派遣元でのO F F - J T | ・安全衛生教育 |
| 入職1年目 | 派遣元におけるO F F - J T | ・5 Sの教育 　・ビジネスマナー教育 |
| 入職2年目 | 派遣元におけるO F F - J T | ・P C研修 　・パワハラの基礎知識 ・P D C Aサイクル教育 　・その他教育 |
| 入職3年目以降 | 派遣元におけるO F F - J T | ・メンタルヘルス研修 　・コンプライアンス研修 ・職長教育 　・その他教育 |

<研修給与>

- 教育期間中は、労働時間として扱いますので、就業中の時間給をお支払いします。

<教育受講金>

- 教育を受講する際の金額（セミナー等の参加費等々）は弊社で負担致します。

8. 福利厚生に関する事項

○各種社会保険（労災保険・雇用保険・厚生年金・健康保険）

○住民税特別控除制度

○定期健康診断受診

○年次有給休暇・特別休暇・育児休業制度・介護休業制度

○リフレッシュ休暇制度

○通勤手当（会社規定による）

○社員寮（会社規定による）

○資格所得支援制度（会社規定による）

9. 雇用安定措置を講じた人数

6名

10. 派遣労働者の待遇の決定に関わる労使協定を締結しているか否かの別：（締結している）

労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：（すべての派遣労働者に適用）

労使協定の有効期間の終期：（令和8年3月31日）